

## 平和関連資料の受入れに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平和に関する資料の寄贈（以下「寄贈」という。）の受入れに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄贈の申込み)

第2条 寄贈の申込みをする者（以下「寄贈申込者」という。）は、市長に申込書（様式第1号）を提出するものとする。

2 市長は、郵送等による寄贈申込みがあったときは、申込書又はその他書面により寄贈申込者の意思を確認するものとする。

3 市長は、前2項の申込みの際、寄贈した当該資料の扱いにつき、同意書（様式第2号）にて寄贈者の意思を確認する。ただし、寄贈者によって附された条件につき、人権平和センターが平和教材として市民に提供するのに支障があると認められる場合には、当該資料の受入れを承認することができないものとする。

(審査等)

第3条 市長は、前条第1項又は第2項の申込書の提出を受けたときは、当該資料の種類、内容、平和教材として市民に提供する際の有用性、寄贈申込者から付された寄贈の条件等を審査し、寄贈の受入れの可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査の際、平和教材として円滑に市民に提供する観点、収蔵品として管理維持する観点など、寄贈申込者が付した寄贈の条件等の実現が困難と認めるときは、当該寄贈申込者に寄贈の受入れを承認しない旨の通知書（様式第3号）で通知するとともに、当該資料を返却するものとする。

(受入れをすることができる資料)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、寄贈の受入れをすることができるものとする。

(1) 戦争にかかわる実物資料等で、資料的な価値があると認められるもので、展示が可能なもの

(2) その他市長が必要と認めるもの

(受入れをすることができない資料)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、寄贈の受入れを承認することができないものとする。

(1) 著作権等で使用が制限されるもの

(2) 展示ができないもの

(3) 営利を目的としたもの

(4) 既に資料として寄贈され、受入れをしたもの。ただし、複本として価値を持つものは除く

(5) 新聞、雑誌又はパンフレット等で資料的価値を持たないもの

- (6) 汚損、破損、書込み等があるもの
  - (7) 処分を目的としたもの
  - (8) 市において管理することが不適当なもの
  - (9) その他市長が受入れをすることができないと認めるもの
- (受託の通知)

第6条 市長は第3条第1項の規定により寄贈の受入れを決定したときは、受領書(様式第4号)により当該寄贈申込者にこれを通知するものとする。

(資料の管理)

第7条 市長は、寄贈された資料について、整理簿を作成し、管理を行うものとする。

(この要綱に定めがない事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に際し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月25日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

豊中市長

あて

住 所 〒

名 前

申 込 書

豊中市における平和啓発の推進に供するため、下記の資料を寄贈いたします。

記

様式第2号

豊中市長

あて

## 同意書

私は、豊中市立人権平和センター（以下、館）が実施する戦争関係物品収集について説明を受け、内容を理解したうえで、

寄贈に同意します。

寄贈品の利用において、

平和教材としての利用（接触あり）に同意します。

展示物としての利用（接触なし）に同意します。

なお、平和啓発事業に必要な限りにおいて、

寄贈品の写真やスキャン等による複製とその編集・利用に同意します。

編集されたものを含め、寄贈品の複製をインターネット上で公開することに同意します。

寄贈品に関わる聞き取りに協力します。

その他寄贈に関し、次の点に留意されるよう申し送ります。

.

.

.

年 月 日

署名： \_\_\_\_\_

**連絡先** 豊中市立人権平和センター館長

〒561-0884 豊中市岡町北 3-13-7

☎06-6841-1313 Fax 06-6841-1310 E-mail jinken@city.toyonaka.osaka.jp

様式第3号

第 号  
年 ( 年) 月 日

様

豊中市長  
(公印省略)

寄贈の受入れを承認しない旨の通知書

このことについて、 年 ( 年) 月 日付けで、  
から申込みがあった平和関連資料の寄贈について、下記のとおり回答します。

記

次の理由から、寄贈の受入れはできません。

- ・(理由)

(連絡先)

〒561-0884 大阪府豊中市岡町北3丁目13番7号  
豊中市市民協働部人権政策課 人権平和センター豊中  
電話：06-6841-1313 ファクス：06-6841-1310

様式第4号

第 号  
年 ( 年) 月 日

様

豊中市長  
( 公 印 省 略 )

受 領 書

豊中市の平和啓発推進のため、下記の資料を受領いたしました。

記

(連絡先)

〒561-0884 大阪府豊中市岡町北3丁目13番7号  
豊中市市民協働部人権政策課 人権平和センター豊中  
電話：06-6841-1313 ファクス：06-6841-1310